

# 仕 様 書

- 1 業 務 名：令和8年度草津漁港一般清掃業務
- 2 履行場所：第3種漁港草津漁港(広島市西区草津港一丁目)
- 3 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 業務の実施

この業務は、漁港施設内に利用者及び釣り客等が放置した塵芥類の定期的な除去を行う業務である。

## (1) 業務内容

発泡スチロール、缶、ビン、紙、竹木、生ゴミ等の除去（ただし、ほうき掃、散水や除草は不必要。）

## (2) 清掃場所

別図のとおり

## (3) 業務の指示

別途、一般清掃委託業務実施指示書（様式第1号）により実施する。

## (4) 清掃の予定回数

次表のとおり。

ただし、現場状況及び予算状況等の諸事情により予定回数を変更することがある。

清掃場所	清掃面積	年間予定回数	備考
道路 (A)	7,980 m <sup>2</sup>	23回	1カ月に2回程度
4号防波堤 (B)	2,360 m <sup>2</sup>	23回	1カ月に2回程度
-7m荷捌地 (D)	2,930 m <sup>2</sup>	49回	1週間に1回程度
草津西公園 (E)	1,130 m <sup>2</sup>	24回	1カ月に2回程度

## (5) 報告書の提出

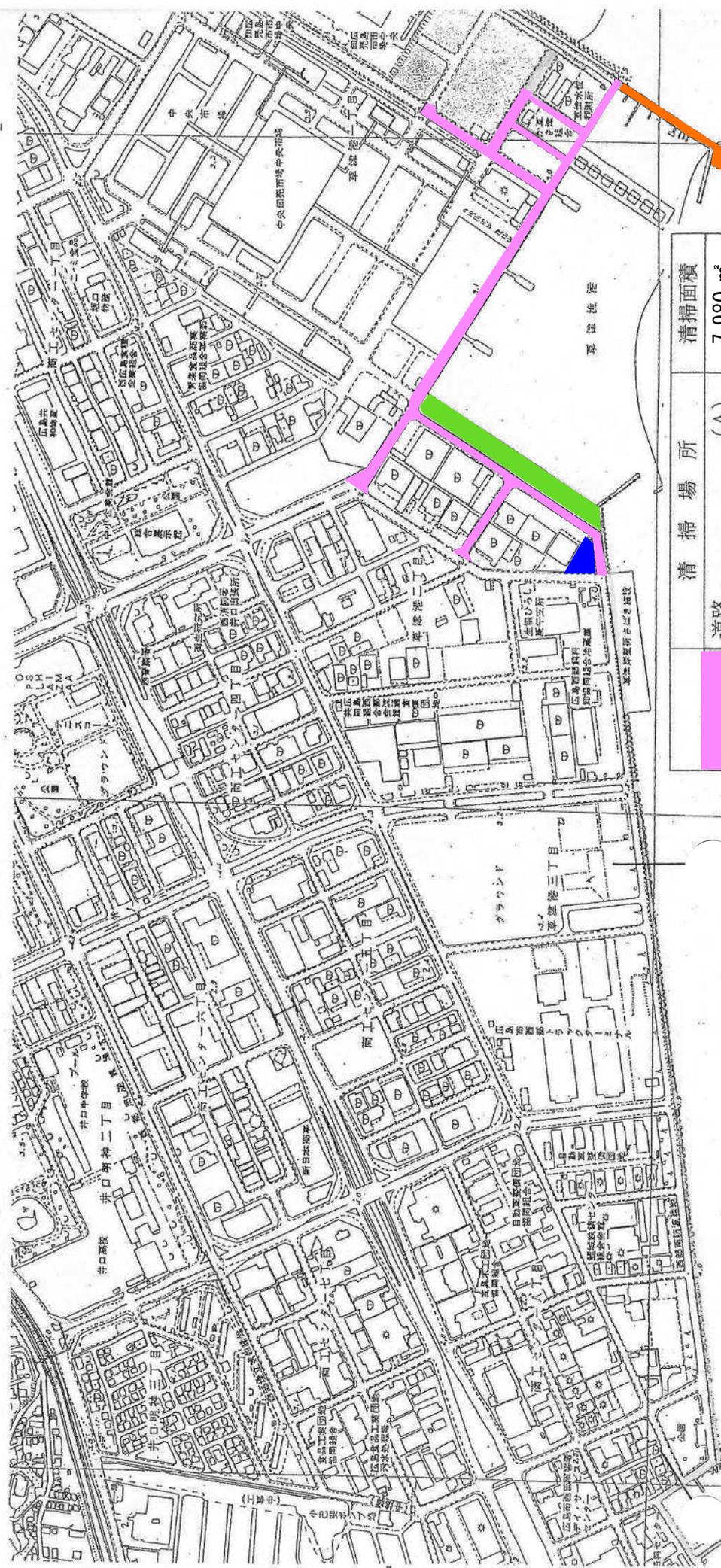
各月の業務が完了した日から起算して5日以内に一般清掃委託業務実施完了報告書（様式第2号）及び作業前と作業後の写真を掲載した書類を提出すること。

## (6) 支払方法

完了払（各月）

## 5 特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 漁港施設の利用及び通行に支障を与えないこと。
- (3) 毎回午前8時30分から午後5時までの間に実施すること。
- (4) 廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めにより適正な資格に基づいて行うこと。
- (5) 実施に要する器具・消耗品は全て受注者の負担で行うこと。
- (6) 気象状況、その他の理由で実施できないときは、その旨を発注者に連絡し、原則としてその翌日に実施すること。



清掃場所	清掃面積
道路 (A)	7,980 m <sup>2</sup>
4号防波堤 (B)	2,360 m <sup>2</sup>
-7 m荷捌地 (D)	2,930 m <sup>2</sup>
草津西公園 (E)	1,130 m <sup>2</sup>

草津港



(様式第2号)

令和 年 月 日

広島県広島港湾振興事務所長 様

(住所)

(氏名)

### 一般清掃委託業務実施完了報告書

令和 年 月 日付けで指示のあった令和 年 月 日分の清掃業務が完了したので報告します。

清掃場所	面積	備考
	m <sup>2</sup>	
完了年月日	令和 年 月 日	

※作業前及び作業後の写真は別紙のとおり。